

令和2年度 事業計画

基本方針

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、引き続き農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）による担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の育成、企業参入の推進、農業経営の法人化などに取り組み、農地政策と担い手政策を着実に展開して、将来にわたり安定した静岡県農業の実現を図る。

農地バンク事業については、県、農業会議とともに、「令和2年度農地中間管理事業の推進方針」に基づき、関係者が一丸となって取り組み、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

また、事務手続きが簡素化できる集積計画一括方式の導入を一層推進するとともに、農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）と農地バンク事業の統合に伴う円滑化事業からの切り替え等をJAと連携して推進する。

こうした取組が着実な実績と成果に結びつくよう、引き続き6駐在体制により、市町、JA等との連携を強化するとともに、人・農地プランの実現を支援するため、新たに広域的に活動する人・農地調整員（仮称）を配置し、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を実施し、農業経営の規模拡大、農地の面的集積を促進する。

農業経営の法人化推進については、企業の農業参入の推進や農業参入法人研究会、農業法人協会の活動支援等を行う。また、不足する農業労働力の確保対策を実施するとともに、農業者の経営改善のため、農業経営相談所の経営戦略会議を開催し、専門家の選定と派遣を実施する。

青年農業者等の育成及び確保については、青年農業者等育成センター業務としての就農相談の実施や、自立就農を目指す青年等を対象に研修を行うがんばる新農業人支援事業を実施する。

指導的農業者等に対する支援では、農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し研修会等の各種活動を支援する。

I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

1 基本方向

農業経営の規模拡大、農用地の集団化等を促進することにより、農用地等の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資するため、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体との連携体制を強化して、農地バンク事業及び農地売買等事業を進める。

2 事業計画

(1) 農地バンク事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積・集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地バンク事業を活用して、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に貸し付ける。また、必要に応じて担い手に貸し付けるまで保全管理を行う。

ア 令和2年度農地バンク事業の目標 (単位：ha)

区 分	計画面積
農地バンク事業による集積面積	1,200
うち作業委託で保全管理する面積	10

イ 農地バンク事業の推進

- 令和2年度の重点事項としては、人・農地プランの実質化と農地バンク事業を連動させた推進、重点実施区域における推進、農業農村整備事業と連動した推進等に取り組む。
- 市町、JA、農業委員会等と連携し、様々な機会を通じて農地バンク事業に関する広報、事業の周知等を行う。
- 集積計画一括方式での権利設定の推進、ホームページによる利害関係者の意見聴取など、効率的な事業実施に取り組む。
- 令和2年4月の円滑化事業と農地バンク事業の統合に伴い、円滑化事業からの切り替え等をスムーズに進めるとともに、地域での農地の集積・集約化を推進するため、引き続きJAと連携して取り組む。
- 事業実施のため、市町、JAと業務委託契約等を締結する。

(2) 人・農地プラン支援事業（新規）

担い手不在の地域への担い手の紹介や第三者経営継承の推進、中古ハウス等の活用により、人・農地プランの実現を支援するため、新たに広域的に活

動する人・農地調整員（仮称）を配置し、担い手や新規就農者、農地、施設等の情報を一元化するとともに、人・農地のマッチングに取り組む。

（３）農地売買等支援事業（農地売買等事業）

農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を引き続き実施する。農業経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手に売り渡す事業等を積極的に推進する。

農地売買等支援事業計画 (単位：ha)

区 分	買入面積	売渡面積
農地売買等支援事業	9.3	11.2
公社単独事業 ※	0.5	0.5
合 計	9.8	11.7

※（公社）全国農地保有合理化協会の融資要件を満たさないものを公社単独農地集積事業として実施。

II 農業経営の法人化推進に関する事業

1 基本方向

農業経営の改善、法人化推進のため、新たな担い手としての企業の農業参入の推進、農業者の経営改善、法人化等を支援する。

2 事業計画

（１）企業の農業参入等の推進

企業参入支援センターを設置し、県や市町及び関係機関・団体と連携して、企業の農業参入等を推進する。

項 目	内 容
参入企業の掘り起こし、活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業参入相談窓口の設置 ・営農プラン策定に関する指導・助言 ・農業参入セミナーの開催 等
農地情報の収集、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・営農候補地の選定に資する情報収集 ・農地確保に向けた関係機関との連携 等
農業参入後の企業の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県農業参入法人研究会の活動支援 ・企業が栽培技術等を習得できる研修の実施 ・企業の取組強化、スキルアップへの支援 等

(2) 静岡県農業法人協会に対する活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会が行う会員の経営力強化に関する活動等を支援する。

(3) 農業労働力確保対策

農業労働力は農繁期と農閑期で需要格差が大きく、県内では秋から春にかけての収穫期の短期雇用の確保が課題となっている。このため、JAの無料職業紹介所や企業等と連携し、シニアや女性等の掘り起こしとともに一日農業バイトの導入等を推進するとともに、人材のデータベース化を進め、年間を通じて労働者をマッチングする仕組みを検討する。

(4) 農業コンサルティングの推進

農業経営の改善や法人化推進のため、平成30年5月に開設した農業経営相談所の運営とともに、県、商工系団体、JA静岡中央会等による経営戦略会議を開催し、農業者等に地域の実情や相談内容に合った専門家（中小企業診断士、税理士等）を選定し、派遣を行う。

専門家登録数100人、専門家派遣件数340件を目標に取り組む。

III 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

1 基本方向

農業従事者の高齢化や農家後継者の不足等により地域農業が脆弱化している中で、新規就農者をはじめとした多様な担い手を育成・確保するため、農業経営基盤強化促進法に基づく青年農業者等育成センター業務並びに自立就農を志す青年等に対して支援等を行う。

2 事業計画

(1) 青年農業者等育成センター業務

ア 就農相談活動

就農啓発や就農相談を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に、面談やインターネット、メールによる相談を受けるとともに、全国段階で開催される就農相談会等に参加し、就農相談や情報提供に努める。

また、無料職業紹介事業にも取り組み、農業法人等への就職希望者への職業紹介を行う。

イ 関係機関との連携による就農促進

市町で開催される青年等就農計画認定会議や特別融資制度推進会議、国や県で開催される就農関係会議等に参加し、新規就農者の育成・確保をはじめとした就農対策の推進を図る。

ウ 青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図る。

(2) 青年等の自立就農支援

ア がんばる新農業人支援事業の実施

静岡県内で自立就農を目指す青年や、新作物の導入または新部門の事業化を志す兼業農家後継者の青年を対象に、農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修（1年間）を行う。

(ア)研修生の募集人数 25人

(イ)研修内容

①新人材育成タイプ

・地域受入型

地域受入連絡会（農協、指導農家、市町等で組織、令和2年度12地域）が研修生を受け入れ、地域での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

・農業法人等受入型

地域受入連絡会が設置されていない地域での研修や、地域受入連絡会で対応できない作目を希望する者を対象に、農業法人等が研修生を受け入れ、県内での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

②後継者強化タイプ

兼業農家後継者の経営の強化を図るため、指導法人等が研修生を受け入れ、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ（6次産業化）」に係る実践研修や就農準備等を支援する。

IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

1 基本方向

地域農業の指導的役割を担っている静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の諸活動を支援する。

2 事業計画

静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の事務局として、総会・理事会の開催、運営など組織活動の支援を行う。

また、農業経営士、青年農業士の資質向上と会員相互の情報交換を行うため、研修会の開催など諸活動を支援する。